慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法一〇〕 受働債權をこえる手形債權を自働債權として相殺する場合と手形の呈示の要否 (昭和三三年四月三〇日東京高裁判決)
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.10 (1960. 10) ,p.83- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19601015-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔商法　一〇〕　受働債權をこえる手形債權を自働債權として相殺する場合と手形の呈示の要否

（昭和三三年四月三〇日東京高裁判決　昭和三一年(ネ)第四一九號約束手形金請求控訴事件　下級民集九卷四號七五七頁）

【判示事項】　一、受働債權をこえる手形債權を自働債權として相殺する場合手形の呈示を必要とする。

二、手形債權を自働債權として相殺するには手形の呈示ないし交付を要しない旨を一般的抽象的に定める合意は効力がない。

【參照條文】　手形法三九條、民法五〇六條

【事實】　被告・控訴人Xは昭和二十八年六月二十日訴外M會社に宛て金額五十五萬六千圓滿期同年九月二日の約束手形一通を振出した。振出しの際、Xは原告・被控訴人Yとの間にXはその振出又は裏書に係る手形をYに差入れて資金の貸付を受け又はYより該手形の割引を受くべく、その手形につきXが滿期に支拂をしなかつたときはその時以後金百圓につき一日金七錢の割合による遅延損害金を支拂うべき旨の契約を締結した。受取人M會社は右手形を割引のためYに交付した。Yは右手形を滿期に支拂場所に呈示して支拂を求めたが拒絶されたのでXに對し右の手形金額及び遅延損害金の支拂を求める訴を提起した。Xは抗辯としてYに對する定期貯金債權三十萬圓及び百萬圓の定期貯金の殘額三十八萬八千七百十三圓の債權を自働債權としてYに對する前記手形金債務と對等額につき相殺する旨主張した。Yは再抗辯として右各定期貯金債權はYにおいて訴訟外で既に三回に亙つて反對債權と相殺濟であり、Xが訴訟上の相殺の抗辯を提出した原審口頭辯論期日の當時においては存在していない、と主張した。

【判旨】　原判決取消、控訴人X勝訴

一、「手形は呈示且つ受戻證券であるから、これを自働債權として相殺をするには手形を相手方に交付することを要するものというべく、ただ相殺をしてもなお手形債權の一部が殘るような場合には手形を相手方に交付することを要しないが、その場合でも手形を相

手方に呈示することは必要であり、これは當該手形が滿期に呈示されていたか否かを問わないところ、Yにおいて右第二回及び第三回相殺の意思表示をなすに當り、當該手形をXに呈示又は交付しなかつたことはその自認するところであるから、Yの右相殺の意思表示はその効力がない」

二、「手形債務者たるXにおいてYが右各手形の所持人であることを知つていたこと、滿期後も右手形金支拂の請求を受けていたこと……相殺の時期が各手形の滿期以後であること、……等のY主張事實は、いずれも右の結論を左右するに足るものではない」

三、「……個々の相殺の場合にその都度手形債務者が手形の呈示又は交付を伴わない相殺の効力を認めることを特約することは別として、右のように抽象的一般的に當事者間の取引につき呈示又は交付をしないで手形債權につき相殺をなすことを認める合意をすることは、呈示且つ受戻證券たる手形の性質に背馳するもので、その効力がないものと解するを相當とする」

四、「Xはその主張の各定期貯金債權を自働債權とする相殺の抗辯を昭和三十年四月十三日の原審口頭辯論期日において提出したことが記錄上認められ、從つてYが訴訟上の相殺をしたことになると主張する昭和二十九年十月五日の原審口頭辯論期日當時においては、まだ控訴人から訴訟上の相殺をしようとしてもその受働債權は訴訟上現われていないわけであり、從つてYによる訴訟上の相殺はこれをなす餘地がない」

【評釋】一、手形法第三九條は、手形債務者に於て手形の支拂を求むるものが果して眞實の手形債權者であるか否かを明らかにすると同時に、既に支拂をなした手形が、更に善意の取得者の手に歸した場合において、手形債務者をして更に支拂をせねばならぬ危險を避けさせる趣旨にもとづき規定したものである。手形の支拂は、辨濟の一種であるが、手形の受戻證券性よりして、民法の一般原則の變更が要求せられる。支拂以外の原因（時効、免除、代物辨濟、供託、相殺等）に因り手形債務が消滅する場合に、手形の受戻を要するか否かについては、夫々の原因について手形の受戻しがないと、手形債務者に二重拂の危險が發生するか否かを考慮の上判斷を下さなければならない。手形債權が時効又は手續の欠缺によつて消滅したる場合、供託によつて消滅したる場合等には、手形を受戻しておかなくても手形債務者は手形の支拂を强制せらるる危險はない（伊澤孝平、手形法小切手法四六六頁）。

手形債權が免除、代物辨濟等によつて消滅する場合には、手形債務者に二重拂の危險が發生する（手形の返還を受けざる以上免除は其の効力を生ぜずとの判例がある、東京控・大正一三・四・一五・

商判集四八三條一六)。手形債權が相殺によつて消滅する場合にも同樣のことが云える(同旨、鈴木竹雄、手形法小切手法二八六頁、伊澤孝平、前掲書四六五頁、竹田省、手形法小切手法一四六頁、拙稿、法學研究三二卷一號七二頁)。何故なら、相殺適狀の發生時期は滿期であるが、滿期後といえども、支拂拒絕證書作成前又は支拂拒絕證書作成期間經過前の手形は、流通力において、滿期前の手形と變ることなく(手形法二〇條)、善意取得も生じうるから手形債務者はやはり二重拂の危險を負うことになるからである。故に、手形債權者が手形債權を自働債權として相殺する場合には相殺の意思表示の他に、手形を相手方に交付することが必要であると解するのが大正七年十月二日の大審院判決以來判例の採つてきた態度である(最近の判例としては、昭和二九・六・一四・東高判・下級民集五卷六號八七四頁、昭三三・四・一一・大阪地判・下級民集九卷四號六三四頁、昭三三・一一・一〇・大阪高判・下級民集九卷四號六四二頁等がある)。又、手形債權額が反對債權の額を超過するときは、なお殘存する手形債權の行使のためにその手形を必要とするから、手形債權者は相殺にあたり、これを相手方に交付する事を要しないが少なくともその手形を呈示することは必要である(昭三二・一二・一一・京都地判・下級民集八卷一二號二三三一頁、昭三三・四・一一・大阪地判・前掲集)。何故なら、この場合は一部支拂(民法の一般原則によれば一部支拂は債務の本旨に從つた辨濟となりえないが、手形法では之と異なり一部給付と雖も債權者が之を受取らざるときは、債權者遲滯に陷る——手形法三九條二項)の場合と同樣に、債務者は支拂ありたる旨の手形への記載及び受取證書の交付を請求しうる(手形法三九條三項)のであり、もし、手形への記載なくしてその手形が後に流通におかれた場合には、善意の取得者に對して、債務者は既に相殺により債務の一部が消滅した事を對抗しえないからである。

この點判旨一の見解は正しい。

二、判旨二は疑問である。判旨は、Y主張の手形債務者たるXにおいてYが手形の所持人であることを知つていたこと。相殺の時期が手形の滿期以後であること等の事實は、いずれも右の結論を左右するに足るものではないと判示しているが、前述の如く手形法三九條の規定の趣旨は、正當な手形債權者を手形債務者に知らせることと、手形債務者の二重拂の危險を排除することの二つであると解する時、Y主張の事實が眞實であれば、手形債務者たるXはYが手形債權者であることを知つており、相殺の時期は、手形債務者たるXに二重拂の危險の生じない支拂拒絕證書作成期間經過後である(もつともこの點判旨は滿期以後といつているだけで支拂拒絕證書作成期間經過前であるか或は後であるか判然としないが、本件手形の滿

期は昭和二十八年九月二日であり、問題となつたY主張の第二・第三回の相殺期日は、夫々同年十月九日及び十一月二十四日であるとされているから、この様に解して良いだろうと思われる）から、本件の場合、手形を交付ないし呈示しなくとも相殺はその旨の意思表示だけでその効力があると解するのが相當であり、從つてY主張の事實は判旨の結論を左右するに足るものと云わねばなるまい（相殺の意思表示の後手形が流通におかれた場合でも、多くは期限後の裏書譲渡であるから、相殺のあつたことを右被裏書人に對抗することができ、手形債務者は保護されるという事を一つの論據として訴訟上の相殺の場合に、手形の呈示ないし交付を必要とせず、相殺の意思表示のみで有効であるとした判例がある。――昭三三・一一・一〇・大阪高判・判例時報一七〇號二六頁）。

三、判旨三は手形債權を自働債權として相殺するには手形の呈示ないし交付を要しない旨を一般的抽象的に定める合意の効力の有無についての問題である。一般に支拂呈示を免除する特約は、當事者間においてのみ有効であり、このような特約は免除者だけに對しては呈示をしないでも呈示をしたのと同一の効果を生ずるものと解せられている（同旨、大判・大正一四・一一・三・民集四巻六六五頁、鈴木竹雄、前掲書二七七頁註㈡、田中誠二、手形法小切手法一九〇頁、伊澤孝平、前掲書四四七頁）。從つて通説によれば、本件の如き相殺契約による支拂呈示の免除の場合もこれと同じ結論となろう。この點判旨は、個々の相殺の場合にその都度手形債務者が手形の呈示又は交付を伴わない相殺の効力を認めることを特約する場合と、抽象的一般的に當事者間の取引につき呈示又は交付をしないで手形債權につき相殺をなすことを認めることを特約する場合とに分け、前者の場合は格別、後者の場合には呈示且つ受戻證券たる手形の性質に背馳するもので、その効力がないものと解している（同旨、京都地裁・昭三二・一二・一一判決・下級民集八巻一二號二三三一頁、「民法上の相殺と異る相殺契約の場合においては、手形債務者において相手方が手形債權者であることを認め、當該手形債權と相手方に對する金錢債務とその對等額において消滅せしめることを合意するものであるという性質を普通帶有することを重視して當事者間において手形授受を要せずして相殺の効力を認めても弊害が少ないように一應考えられるが、かかる相手方が手形債權者であることを認め當該手形債權と相手方に對する金錢債務を對等額において相殺するという性質が充分に認められるのは、特定の手形についての相殺又は精算的相殺〔いずれも直に對立する兩債權が消滅してしまう趣旨の合意〕の場合のみであるので手形授受を要しないで相殺の効力を生じさせる場合はこの範圍に限定すべく、將來に對する不特定多數の手形につき與信的に相殺豫約をなしその豫約に基

き一方的に相殺する場合にも手形授受を要しないで相殺をなしうるとすることは債務者の二重拂の危險がありこれを認めることができない)。この點私は判旨に反對であり、前述の抽象的一般的な特約も當事者間においてのみ有効であると解する。何故なら、抽象的一般的に手形授受を要しないで相殺をなしうるという特約の効力を認めることは確かに手形債務者に二重拂の危險を生ずるが、かかる特約には、二重拂の危險を敢て甘受するという手形債務者の意思表示が含まれていると解すべきであり、手形債務者が、かくの如き意思表示をなした以上、もはや手形債務者を二重拂の危險に對し保護する必要はないからである。

四、判旨四については問題ないが、手形を自働債權として訴訟上の相殺を主張する場合に手形の呈示・交付を要するか否かについては、判例が分れている(呈示・交付を要するとした判例——昭三三・四・一一(ワ)四八九九號・大阪地裁・判例時報一五四號三〇頁、呈示・交付を不要とした判例——昭九・五・二二・大審院・昭二九・六・一四・東京高裁・昭三三・一一・一〇・大阪高裁・判例時報一七〇號二六頁、いずれも訴訟上の相殺の法的性質(この點詳細に論じたものとして、中野貞一郎「相殺の抗辯」阪大法學九號三〇頁以下、山木戸克己「訴訟における契約解除ならびに相殺」民訴雜誌二號九九頁以下、三ヶ月章、民事訴訟法二七八頁以下、がある)より結論づけている。なお昭三三・四・一一・大阪地裁(ワ)四三二八號・判例時報一五四號三二頁以下は訴訟上相殺をする場合にも手形の呈示・交付を必要とする立場を採りながら、相手方は反對債權の消滅確認書及び債權證書の交付義務を負い、これと手形の交付義務とは同時履行の關係にあり、相手方が手形債權の存在を爭い自己の義務を履行しない意思明確である場合は、手形債權者は手形の呈示をすることを要しないという獨自の見解を示している)。

(阪埜　光男)